三崎廣報
発行所　三崎町役場
編集兼発行人　杉山勝蔵
印刷所　大登印刷所

町議會

左記事件につき十一月二十四日午前十時中央公民館に第三回臨時町議会を開催した。

一、三崎港湾局部改良事業施行の件
一、役場庁舎建設事業施行の件
一、三崎ー三机線県道改修工事（三崎～二名津間）に伴う潰地買収の件
一、昭和二十九年度災害佐田岬漁港（串）荷場場突堤復旧工事指令前施行の件
一、昭和三十年災害名取漁港防波堤復旧工事指令前施行の件
一、二十九年災害第五四三号二名津灘線道路復旧工事指令前施行の件
一、災害復旧工事施行に関し事業費の繰替承認要求の件
一、三崎町職員退職手当條例の一部を改正する條例の設定について
一、昭和三十一年度三崎町才入才出追加更正予算制定の件
一、（国民健康保険特別会計）一時借入金に関する件
一、昭和三十一年度三崎町国民健康保険特別会計才入才出追加予算更正豫算制定の件
一、昭和三十年度西宇和郡三崎町才入才出決算を認定に付する件
一、昭和三十年度西宇和郡三崎町国民健康保険特別会計才入才出決算を認定に付する件
一、三十年度西宇和郡三崎町国民健康保険直営神松名診療所設置特別会計を認定に付する件
一、昭和三十年度西宇和郡三崎町上水道特別会計決算を認定に付する件
一、部落有財産の所有権移転承認について
一、町長の専決処分事項の報告について
一、昭和二十九年災害第五五八号三崎井の浦線路復旧工事指令前施行の件

造林計画についての説明

三崎森林組合

毎度森林に関しましては御手数をおかけ致しておりますが此の造林計画について説明申し上げます。

皆様が造林される各自の山林に対して政府は毎年多大の造林補助金を出して此れが促進を図つております。

凡ては計画的なものであり決してその場限りのものではありません。

此の計画を立てなければ如何程皆様が造林されましても補助金は貰えません。現に森林組合が皆様にやかましく呼び掛けていますのも此の計画を立てる為で御座居ます。

次に此の計画は何時の計画であり又何時それを立てるかと言う事について申し上げますと、今計画を立てておりますのは昭和三十二年四月から昭和三十三年三月までに植栽される分について造林計画書を作成しております。

だから今度の計画にもれますと右の期間中に造林されましても補助金は貰えなくなる訳けで御座居ます、又このような計画書は毎年十一月から十二月にかけて作成いたしますが何分にも二年先の計画で御座居ますから森林所有者の皆様にも誠に御無理な話で御座居ますが然しこうした計画書の明細が出来て始めて二年先の造林補助金が政府に於いて予算化され　右の期間中に造林されました方々（計画書の内にある造林者）に浦助金が交付される訳けで御座居ます。つまり計画とは一種の枠を得る為の準備ですから間違のないよう、苗木さえ注文すれば良いのではありません。苗木の時期になつて来春造林されると言はれましても手続の方法がなく困りますから、今後共充分気を付けられますよう御願い致します

造林計画にどんな山林を入れたらよいか？伐採跡地は無論の事、現在立木のある山林についても二年先には伐採して山を立て替えるとか買手があれば売る予定の山林、或は雑木山を伐採して、杉、桧松くぬぎ林に支立て替えるもの等を入れます例え立木のある山を計画に入れましても期間中に伐採せず造林が実行出来なかつたとしても何も問題はありません。ようするに造林面積の枠を得るのが先決で御座居ます。その他草地畑などに造林されるもの等が含まれます

尚造林予定地は実地測量をして其の図面を提出して頂かなければなりませんが測量の出来ない方は組合で測量もいたしますから申し出て下さい。

その他林業一切に関しましては林業相談所を開設いたしております。又役場へ入られますと右側の柱（配給係）の所に相談用紙を備え付けてありますから相談事項を御記入下さい組合で調べまして直接又は郵便で御回答申し上げます、御利用下さいますよう御願い致します。

以上

今月の税金

昭和三十一年度
固定資産税（第三期分）

農山漁村振興計画について

農業生産力の発展と農民生活の安定とは農業の中心課題として今日迄繰返し強調されておりますが　現在に於ても尚整備されるに至らず戦後農地改革や技術の進歩により前進えの胎動を見たとはいえ他の産業に対する農業の相対的立遅れのため農業生産力農民生活はともに依然として停滞線を脱しきれない現状にある農業経営合理化の目標は農民が自らの利害と安定とを基調として自主的な計画を樹立しなければならない

以上の趣旨により農林省に於ては五ケ年間に於て全国に亘り振興計画の樹立と実施に関する指導援助を行う事になり本年度を初年度として指定を開始した一町村当り事業費壱千万円補助金は概ね四割で六割は地元受益者負担。本町に於ても昭和三十二年度に於て指定を受けるべく去月二十二日三崎町中央公民館に於て各種産業団体長を網羅した農山漁村振興協議会を結成し役員の選出等を行ひ実施態勢を整備しつつあります協議会の役員は次の通り

会長　杉山町長
副会長　三崎農協長　加藤安五郎
神桧名農協長　垣内源六
監事　松本重治郎
平石盛義（区長代表）

事務局は三崎町役場経済課

農山漁村振興特別助成事業実施基準は次の通り

一、第一種三割補助（地元負擔七割の八割融資）
①農地交換整備事業
②林野転換整備事業（但し人工植栽を除く）
③農用林整備事業
④草資源開発事業
⑤適地適産奨励施設のうち種苗種畜消耗資材に該当するもの

二、第二種四割補助
①林野転換整備事業のうち人工植栽事業

三、第三種五割補助
①農山漁村振興共同施設
②適地適産奨励施設（但し第一種に該当するものを除く）
③技術研修及び生活改善施設

詳細については事務局或は産業団体長又は区長に照会の上将来の農業経営は如何に行うべきか　又現在農山漁民のものは何か　又如何にすればこれから窮乏を余想される農村の経済を維持して農山漁村の生活を明るく豊かにする事が出来るか等　農山漁民の活発なる御意見をお願いします。

本町の協議会として大体次の通りの構想で計画を進めております適地適産の推進と高度の技術を導入し経営の合理化を図り新しい町造による経営の確立を期し生活の安定を図りたい　重点的に実施する事業としては急傾斜対策として土地改良農道索道貯水漕の整備及び半農半漁に適する施設の拡充強化により零細農家の生産を高めこれと平行して農家経済の中核たる夏柑に対する施設を充実し農家の二三男対策として大分県の実態を把握し移民も考慮すると共に土地の高度利用化を図り集約的農業経営を行おうとするものであります

この目的達成のために地域内の各種団体は団結して農家の皆様と直続しこの実現に邁進したいと思います、要望事項等が有りますれば町役場の経済課へどしどしおきかせ願います。

遺児激励大会に参加して

去る十一月十一日第五回戦没者遺児激励大会に当町からも遺児六名参加しました。

大会の趣旨わ戦後十一年の久しきにわたつて苦難と試練の中に遺児としての誇りを堅持して家庭にあつてわ母や弟妹を助け学校にあつてはよく勉学に励んでいる小学校六学年に在学中の児童を励ましてその明るく健やかな成長を祈ろうとするものであります。

十一日午前八時
護国神社で社頭対面
午前十時より
激励行事

知事激励の辞並に各種団体より激励の辞を受け十一時より慰安行事紅白歌合戦にわ西宇和郡が一等になる後記念品受領す、午後一時より道後動物園、松山城天守閣、松山城わ往復ロープウエイを利用し初めての乗物に驚き喜び楽しい大会の一日を終りました。大会参加遺児わ左の六名でした

三崎　清水義広
　　山下和子
　　釜木儁崎栄子

◇廣報板◇

一、桟橋着工
十月二十三日三崎桟橋の起工式を川口県会議長港湾課長土木所長町議会議員の皆様御臨席を願つて簡素厳粛に挙行致しましたが此の工事は二～三年間の継続工事となつて居ります、全力を尽して早期の完成を期したいと思つて居ります皆様の御協力を願ひます。

二、二名津道路着工
皆様待望の三崎ー二名津の道路を今年末より実施する事となりました、先祖代々粒々心苦血涙の跡である夏柑所有者の身になつて此の道路の完成を祈ると共に感謝の念で一杯です　皆様の心からなる御支援と協力を御願いする次第です。

道路及桟橋の着工完成は三崎町町づくりの最も大切な事業であると共に町民皆様の福利増進を図る第一歩と考へて居ります。

三、新市町村建設計画に基く学校の統廃合
合併町村育成法に基く新市町村建設計画は小中学校の統廃合により市町村の窮乏財政の再建を目論んで居ますが之について町当局は左の様に考へて居ります。

①町財政即町民財政だと考へて居ります即ち町民の財政を圧迫して町の財政の再建はありえないと思ふ統合して遠方より通学さす為の一家の経費は正確な数字は示し得ませんが統合前の役場よりの支出に比し決して少いものではないと思ふ。

②教育の低下を心配して居る一例を示すと三崎小A学年二学級はそれ〳〵三〇名宛として二人の先生を必要として居る処で某小学校同学年児童一〇名宛統合しても四〇名宛の先生二人のみで一名の先生は不用となり教育の徹底化とは反対になる

四、火災予防
三崎の火災を統計して見ますと土曜日無風で宵から夜中が多かつた此の事実より考へ合はすと安心している時が一番危険と思はれます幸無風の時で最小限の被災で済んだのですが大風の時であつたらと思つて見てもりつ然と致します、互に注意して火事を出さぬ様御願ひします

①火災発生場所（かまど、風呂場）は必ず寝る前に点検火の始末

③寝る前に水槽も風呂に水を満水して置く

と共に馬穴水槽を準備して置いて下さい

五、三崎町役場庁舎建築
合併後狭隘で町民皆様の出入にも不便を相掛けました役場、老朽で毎年多額の災害修理を要する役場　一日でも早く新築致したいと思つて居ります。

此の庁舎を三崎小学校前の田に新築する事となりました　二〇〇年も復旧不用の鉄筋コンクリート建を思ひ立ちました　御援助御利用を願います。

告示第13号
昭和31年11月24日本町議会の議決を経た昭和31年度西宇和郡三崎町才入才出追加更正予算の要領を次のとおり告示する
昭和31年11月25日　三崎町長　杉山勝蔵

昭和31年度西宇和郡三崎町才入才出追加更正予算

才入の部

区	分	前回までの累計	追加更正予算額	計
①	税	10,502,050	1,534,350	12,036,400
②	付税	14,400,000	900,000	15,300,000
③	交及担及支	250,000		250,000
④	方企業	1		1
⑤	財産収入	134,100		134,100
⑥	使用料	16,623,432	943,189	17,566,621
⑦	国庫支出金	1,114,750	908,599	2,023,349
⑧	事業費	2,709,250	2,000,000	4,709,250
⑨	健婦人保	1,547,804	1,173	1,548,977
⑩	療給付	274,600	△ 4,500	270,100
⑪	費補助金	7,863,627	7,634,404	15,498,031
	計	55,419,614	13,917,215	69,336,829

才出の部

区	分	前回までの累計	追加更正予算額	計
①	費	927,400		927,400
②	費	7,382,371	10,374,399	17,756,770
③	費	917,800	15,000	932,800
④	費	17,758,032	1,234,521	18,992,553
⑤	費	9,965,340	1,905,676	11,871,016
⑥	費	112,200		112,200
⑦	費	1,000,800	2,500	1,003,300
⑧	費	1,765,950		1,765,950
⑨	費	277,900		277,900
⑩	費	42,500		42,500
⑪	費	160,789	40,211	201,000
⑫	費	12,486,000	355,000	12,841,000
⑬	費	2,050,500		2,050,500
⑭	費	572,032	△ 10,092	561,940
	計	55,419,614	13,917,215	69,336,829

告示第14号
昭和31年11月24日本町議会の議決を終た昭和31年度西宇和郡三崎町国民健康保険特別会計才入才出追加更正予算の要領を次の通り告示する
昭和31年11月25日　三崎町長　杉山勝蔵

昭和31年度西宇和郡三崎町国民健康保険特別会計才入才出追加更正予算

才入の部

区	分	前回までの累計	追加更正予算額	計
①	国民健康保険税	5,673,000		5,673,000
②	計使用料及手数料	29,500		29,500
③	国庫支出金	1,750		1,750
④	事業費補助金	4,136,000	30,000	4,166,000
	健婦人保療給付補助金	775,000		775,000
	健養費補助金	36,000	30,000	66,000
	県補助金	3,325,000		3,325,000
⑤	繰入金	370,000		370,000
⑥	繰越金	1,950,000	118,110	2,068,110
⑦	諸収入	260,000		260,000
⑧	収入	32,100		32,100
	計	12,452,350	148,110	12,600,460

才出の部

区	分	前回までの累計	追加更正予算額	計
①	費	1,187,400	47,722	1,235,122
②	費	9,768,000		9,768,000
	費	7,996,000		7,996,000
	費	1,242,000		1,242,000
	費	390,000		390,000
	費	140,000		140,000
③	費	231,000	118,110	349,110
④	費	96,000		96,000
⑤	費	417,950		417,950
⑥	費	20,000		20,000
⑦	費	232,000		232,000
⑧	費	500,000	△ 17,723	482,278
	計	12,452,350	148,110	12,600,460

告示第15号
昭和31年11月24日本町議会の認定を得た昭和30年度三崎町才入才出決算の要領を次の通り告示する
昭和31年11月25日　三崎町長　杉山勝蔵

昭和30年年度三崎町才入才出決算

才入の部

区	分	予算合計	調定額	収入済額	収入未済額	予算ニ比シ増減
①	税	10,969,330	11,307,122	10,660,474	646,648	△ 308,856
②	付税	16,563,000	16,563,000	16,563,000		
③	交及財産収入	206,620	222,342	222,342		15,722
④	方企業	1	0	0		△ 1
⑤	手数料	138,600	173,460	173,460		34,860
⑥	使用料及手数料	17,162,444	17,133,271	17,133,271		△ 29,173
⑦	国庫支出金	2,800,603	3,292,166	3,292,166		491,563
⑧	事業費補助金	5,520,620	5,520,620	5,520,620	0	0
⑨	健婦人保療給付補助金	876,259	876,259	876,259	0	0
⑩	健養費補助金	920,961	930,727	930,727	0	9,766
⑪	県補助金	6,470,803	5,100,000	5,100,000	0	△ 1,370,803
	計	61,629,241	61,118,967	60,472,319	646,648	△ 1,156,922

才出の部

区	分	予算合計	調定額	収入済額	収入未済額	予算ニ比シ増減
①	町税	10,969,330	11,307,122	10,660,474	646,648	△ 308,856
②	地方交付税	16,563,000	16,563,000	16,563,000		
③	公共財産収入	206,620	222,342	222,342		15,722
④	分担及使用料	1	0	0		△ 1
⑤	使用料及手数料	138,600	173,460	173,460		34,860
⑥	国庫支出金	17,162,444	17,133,271	17,133,271		△ 29,173
⑦	国庫支出金	2,800,603	3,292,166	3,292,166		491,563
⑧	県支出金	5,520,620	5,520,620	5,520,620	0	0
⑨	繰入金	876,259	876,259	876,259	0	0
⑩	繰越金	920,961	930,727	930,727	0	9,766
⑪	諸収入	6,470,803	5,100,000	5,100,000	0	△ 1,370,803
	計	61,629,241	61,118,967	60,472,319	646,648	△ 1,156,922

国旗は日本の象徴〃

旗日には必ず国旗を掲げませう

中央公民館長　阿部廉夫

終戦来現今に於ても我が国民中大多数の者は、我が国旗に対して甚だ無関心であるやうであります。国家が定められてある慶祝日に国旗を掲揚して居る家庭は、実に寥々数へる程も無い有様であるのは真に遺憾に堪えません。

本来国旗というものは何れの国の国旗でもその国を表象して居るものであります。それでありますから国旗を尊重することは、その国家を尊重することであり、国旗を愛することは、その民族を愛することであります。

私等国民は日常此の国旗を通じて祖国を愛護すべきでわないでせうか。次に終戦後我が国民が、慶祝日にも国旗を掲げないやうになつた理由については、

一、進駐軍が国内に入り来て「日本は降伏して独立国で無いのであるから進駐軍の許可なくして、勝手に国旗を掲揚出来ない」として一時禁止したことがありますその後此の解禁がありましたが惰性となつて、今日に及んで居ること

二、国旗を掲げることは、かつての軍国主義、帝国主義につながるものと誤解されて居ること

三、思想界、経済界の混乱によつて愛国心が弛緩し、一般に国旗を掲げないから、自分の家庭のみ掲げるのもどうかと思つて居ること

四、国旗を失つて家庭に無いこと

以上の四つを挙げることが出来ると思います

しました様に、国民、国民の

神であり、生命でありまして、国旗を掲げる事は決して反動的でもなければ又軍国主義につながるものでも無いのであります。

自主愛国の国民運動として、国旗掲揚運動が全国的に展開されて居りますのに、かんがみまして、三崎町公民館と致しましても、本問題を取上げ今年度の重点目標として居るのであります。御協力をお願いします。

尚公民館で斡旋致しますから国旗を失つて居る御家庭は各部落の公民館か或は教育委員会事務局へお申込下さい。

国旗

A号一等品　二尺一寸×二尺八寸　一〇〇円

B号一等品　二尺二寸五分×二尺九寸　一三〇円

C号一等品　二尺二寸五分×三尺三寸五分　一五〇円

王木製　二寸五分　四〇円

竿　二間物　四〇円

〃國保だより〃

その一

一、診療所に病棟建設

去る七月に開所以来町民の皆さまに喜こばれ、利用されている診療所にこの度病棟が建設される事になりました。

この病棟は建坪約十五坪、工費約四十万円病室は小室、大室に分れ、ベット数六、七床に炊事室物置がついております。

今までは保健相談室待合室とも病室に使用されて、患者待合室がなく、皆様に御迷惑をおかけしておりましたが、病棟建設によつてこの悩みも解消することになります。

診療所も出来、医療器具も完備し、医師も優秀なる方をお迎え出来、それに又病棟まで建設されて、申し分のない医療設備が出来上る訳です。病気は早期治療第一だと申されます、折角皆さまのために作られた診療所ですから充分利用されて、病気は早く治し、健康で明るい家庭を作りましょう。

その二

続、続、馬鹿の一つ

広報に馬鹿の一つおえていては住宅のやりにくい事おびただしい。

毎回馬鹿の一つおぼえをくり返さねばならぬ係の身にもなつて考えて下さい。

馬鹿も三年たてば三つになります。三つになれば三つなりの知慧がつきます。どうしても税金を納められない方には納める方法をとらねばなりません。今までヤチンと納められているお方に対しても済まぬ[illegible]です。

皆さまの福祉増進のために始められた保険について、強硬な態度でのぞむ事は好ましい事ではありません。然し税金が今の様な状態でしたら保険は首がまわらなくなります。

一部の人々のために大部分の人を犠牲にすることはできません。

どうか町民のための保険が赤字で首がまわらなくなつて止めねばならぬことのない様に納税に協力して下さいませ。

新聞、ラジオ等にても御承知と思いますが、こゝ二、三年のうちに日本国中いやでもおうでも保険になつてしまうでしょう。

折角の保険を可愛がつて大きく育てゝゆくようお願い致します。

その三

受診証を持つて来て下さい。

出生、死亡届、その他転出転入の際には必ず受診証を持つて来て下さい。

その表題にも続が二つも付くようになつた。

国民保険を始めた当時は、保険を嫌つていた方も多かつたが、近頃は保険を使う方が非常に多くなつて参りました。保険の有難みをよく理解されて保険を大いに利用されるのは大変結構なことです。

保険を利用される方が増えるという事は、役場からお医者さんに支払う金が多くなります。先月に支払（役場からお医者へ）つた金が約七十万円、普通の月と比べて二十万近く増えています。役場からの支払は増えるばかり、そのくせ税金の方は相変らずよくない。それで又、続、続、と続の二つも付いた馬鹿の一つおぼえを書かねばならない。

合併後一年半も経過してなお旧三崎、旧神松名といふ事はよくない事とは思うが、三崎地区に比べて神松名地区が特に成績がよくない、診療所も建設され又病棟まで建てゝ益々設備としては好くなつてきているのに、税金の成績がよくないとは[illegible]す。診療所にしても、[illegible]

松名地区の方々が殆ども思われるのに、税金の方は三崎地区の方が好いのです。

近頃特に気につく事であるが、税金は一度も納めず役場からの支払金（助産費、葬祭費療養費）は大きな顔（といつたら叱られるかもしれないが係としてはそうも思える）をして持つて帰る方々がある。

役場からお金を渡す時に　貴方のうちはこれ〳〵で保険税が納まつておりませんが、今これ丈のお金を役場から差上げるのですが、全額無理でしたらせめて一期分丈でも税金を納めて戴けませんか」と事をこまかく説明、お願しても、税金は納めずお金丈もらつて帰るのです。

税金は一度も納めなくとも助産費、葬祭費療養費等の国民保険から出るお金は貰つて帰る権利は一応ある訳です。その権利を主張されるのも結構ですが、税金を納めるという義務の方も励行してもらいたいものです。お医者さんには毎月キチン[illegible]税金は集らず、保険税[illegible]

町民税の課税について

税務課

町民税の課税資料について一般及び青年の一部の人に不満がある様に聞いて居りますが町税務課としては現在三人の要員で執務し、固定資産の異動の把握（未登記を含め）町民所得の把握等時期的に重復した課税の資料には苦心して居ります、しかし凡人の集りですから今日雇、漁業、大工、左官等の業を営む人には確実なる一定の数字を表はす自信はありません、結局各業種の賃金の高低及家庭経済の経費の面より是非これ位は必要だとの線を基準として又所得として標準をたてゝおります。

おそらく誰方にたずねましても所得を或程度正確に近い数字を聞かせて下さる人はありませんが、俸給生活者を除いては——

町民の皆様が全部正直に申告して下さいますなれば所得一杯に計算せずとも、六、七割程度でも現在程の税収入は[illegible]ますが、現実は正直者は馬鹿を見るのではないかと云ふ状態です、しかし税務課としては馬鹿を見ない様にと努力して居ります。

中には申告した金額通りに計算されては困る、もつと安くせよと駄々をこねる人もあり又、自分の所得は知つて居るが知らぬ顔で所得の内訳が納得出来ぬと云はれる人もある様です。之れも要[illegible]の均衡の問題と思ひます中々難しい問題です。

課税前に膝付き合せて相談する事も良い方法ですが所得の内訳が納得出来ないと云はれる人は前年より所得の増加した人であり果して効果があるかと云ふことも疑問ですが少数の要員で時間的余裕のないので実施する段階に至つて居りません、其の点誠にすまないと思つて居ります。

しかし納得出来ない人に対しては令書（第一期）発送後一ケ月間異議申立期間として地方税法及び町税條例にも明文されております其の間に充分相談出来る訳ですから利用して下さいますなれば第二期以後で納得出来ないから納めないと云ふことは起り得ないと思ひます。

要はお互の深い理解と協力にありますお願ひします町造りのために。

督促手数料及び延滞金

税務課

町税の督促手数料及び延滞金は納期内に納められた人には関係のないことですが期限内に未納の人は納めていたゞくことに地方税法及び町税條例で定つて居ります。

何時納めても良いと云ふ事になれば納期の定めの必要はないのですが其の様な訳には参りませんしかし乍ら令書は其の月の十五日頃発送し月末が締切で未納の人は翌月は十日頃注意書を受取なほ未納の人は二十日頃督促状を受取り始めて督促手数料及び延滞金が計算され加算される訳です其の間三十五日間の猶予がありますので無理な納税期間とは思はれません御納得願ひます

犬の税金!!（畜犬登録税法）

▲生後九十日以上の犬を飼つている人は毎年四月三十日迄に届けて下さい

▲飼つてる人の住所、犬の所有者が変つた時はすぐ手続して下さい

▲犬が死亡又は所有権を放棄する時も全じです

▲犬一頭に付五〇〇円（税金）です

▲詳しいことは役場迄

自衛隊募集

一月十五日迄延期になりました

佐田公民館、發足

十月三十日、佐田公民館が部落民のもりあがる努力によつて新しく発足した。青果組合の二階を間切りして借りうけたせまいながらも落ちついた公民館である。

部落造りのセンター「部落民の修養と憩いの場」が出来あがつた。そして産業部では柑橘を守る防風林の研究に、厚生部では蝿やネズミを無くする運動を展開しようと、早くも部落造りに立ちあがつている。

[illegible]た〝佐田公民館〟の今後の活躍が期待される

〃三崎町俳句會〃盛會

十一月三日文化の日三崎町俳句会が中央公民館に於いて行われた連絡もせつぱつまり、おまけに当日は雨模様その集りを心配したが集つた俳句作家は二十余名、堂々文化の日の夜のひとときを意義深いものにした。

五十も過ぎたおじさん、おばさんから十九二十の子供迄単に「俳句を作る」というつながりでこうして一堂に会し得る喜びは、誠に大きい、年令のワクを超越しての語り合いは我々の様な若者にとつては一種の冒険であり大いなる学習の場でもある。

この様な機会が今後ますゝ盛んになりますことを願つて止みません。

（Y）

秋雲のゆつくり今日の授業終る　池上　馨

牛の背を激しく照らし秋入り日　山田　室町

鰯雲土工が水をこぼし飲む　浜本自然坊

腹返す金魚落葉の裏表　阿部タケ子

東欧記事平面ならず文化の日　三浦　福一

牛洗う秋の入陽に染まる波　西内ふじよ

「お知らせ」

新刊図書が入りましたから御利用下さい。

一、個人貸出は二冊までとし、一週間以内に返還すること。

一、団体貸出は三十冊までとし、一ケ月以内に返還すること。

（中央公民館）

火の用心

信号の種類		警鐘	サイレン
家屋火災		●-● ●-● ●-●	5秒 ●— 休6秒 ●—
山林火災		●-●-● ●-●-●	10秒 ●—— 休2秒 ●——
鎮火		● ●-● ● ●-●	なし
火災警報発令		●-●-●-● ●-●-●-●	30秒 ●——— 休6秒 ●—
非常召集		連打 ●-●-●-●-●	3秒 ●— ●— ●— 休2秒
演習召集		● ●-●-● ● ●-●-●	15秒 ●—— 休6秒 ●—
第一信号	警戒水位	● 休止 ● 休止…	5秒 ●— 休15秒 ●—
第二信号	水防団全員出動	●-●-● ●-●-●	5秒 ●— 休6秒 ●—
第三信号	居住者出動	●-●-●-● ●-●-●-●	10秒 ●—— 休5秒 ●—
第四信号	避難立のき	乱打	1分 ●——— ●— 休5秒

空巣押売等による被害予防

一、空巣については

①留守番をおく事が最も望ましいが、どうしても全員で出掛る必要のある時は差込錠のほかに更に釘を差し込こむかその他の方法で錠を二段、三段にすること。

②勝手口へ大きな錠をぶらさげているのをよくみかけるがこのように一目で留守と分るような方法は避けること

③鍵をよくした上に隣近所にも頼んで出かけること。また頼まれた家では留守をよく見守つてやること

④タンスは最も狙われやすいから現金や貴重品のしまい場所としては不適当である

⑤もし被害にかかつたら、その現場は犯人逮捕の重要な手掛りになるから、そのまゝにして　直ぐ警察に知らせること。

二、押売りについては

①最初から取合わないこと、しつこく買つて呉れと要求する場合は「でていつて下さい」とか「買わない」等とはつきり態度をとること

②押売の泣事に同情したり、偽の証明書、言うことなどを信じたり又からかい半分で接したりして被害にかかる事が多いから気をつけること

③押売が来た場合は隣近所に連絡して大勢の力で撃退すること

④断つても帰らない時や脅迫する場合は近所に連絡すると共にすぐ警察に知らすこと

⑤やむ得ず品物を買つた場合でも押売者の[illegible]フートその他に「サイン」したり名刺渡さないこと

⑥押売りには留守の場合は空巣に急変するから戸締を充分にしておくこと。なを家に人が居ても玄関先の物を「かつ払う」ことがあるから人の気配に注意すること。

⑦押売り行商人で家の中をのぞき込むような者は後日窃盗などをするおそれがあるから注意すると共に警察に連絡すること

⑧押売者から品物を買わされた場合は勿論追帰した場合でも押売者の人相特徴等を警察に連絡し取締に協力すること。

⑨女子供ばかりが家にいる時は特に狙らわれやすいから在宅の時でも必要な場合以外は内側から鍵をしておく

⑩相手次第で「どうしても断り切れない場合「隣りで買ふかもしれないから聞いて見てあげよう」などと上手に口実を設けて隣近所へ知らせ合い大勢の力で撃退すること

人

（十月届出による）

寿婚姻

氏名　住所